

## 蒲郡市救急医療情報キット配布事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、65歳以上の者及び障がい者等に対し、かかりつけ医療機関関連情報、既往歴及び服用薬等の救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キット（以下「キット」という。）を配布することにより、救急時において市民の安全と安心の確保を図ることを目的とする。

### (キットの内容)

第2条 配布するキットの内容は、次のとおりとする。

- (1) 保管容器
- (2) 救急医療情報用紙（様式第1号）
- (3) 保管者ステッカー及びマグネット

### (配布対象者)

第3条 キットの配布を受けることができる者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上の者
- (2) 障がいのある者
- (3) その他市長が適当と認める者

### (配布の申請)

第4条 キットの配布を希望する者は、救急医療情報キット配布申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。

### (配布の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、キットを配布する。

- 2 キットの配布数は、配布対象者が属する世帯に対し1セットを限度とする。
- 3 市長は、破損又は紛失等により再配布の必要があると認めるときは、キットを再配布することができる。

### (費用負担)

第6条 キットは無償で配布する。

### (名簿の登載)

第7条 市長は、救急医療情報キット配布者名簿（様式第3号）を備え、第5条の規定によりキットを配布した者をこれに登載する。

(キットの管理)

第8条 キットの配布を受けた者は、善良な管理のもとにこれを使用するとともに、他人に譲渡し、又は貸し付けてはならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。